

ジョブ型研究インターンシップの連携認定制度実施要綱

令和8年4月2日

ジョブ型研究インターンシップ推進協議会決定

(目的)

第1 この要綱は、文部科学省が策定した「ジョブ型研究インターンシップ（先行的・試行的取組）実施方針（ガイドライン）」（令和8年3月27日一部改正）（以下、「実施方針」という。）に基づき、特定の大学・企業等間のみで実施方針に示す定義と同趣旨のインターンシップを行うものを、会員大学・企業等からなるジョブ型研究インターンシップ推進協議会（以下、「推進協議会」という。）が認定することにより、大学院教育の一環として行われる長期間かつ有給の研究インターンシップの普及を図ることを目的とする。

(認定の要件)

第2 実施方針に基づくジョブ型研究インターンシップの支援システムによらず、特定の大学・企業等間のみで行われるインターンシップをジョブ型研究インターンシップとして連携認定する要件は、以下のとおりとする。

- 一 研究遂行の基礎的な素養・能力を持った大学院博士課程学生を対象としたインターンシップであること。
- 二 長期間（1ヶ月以上を基本とし、内容に応じて実施期間を調整可能）かつ有給のインターンシップであること。
- 三 インターンシップに参加する学生の大学が正規の教育課程の単位科目として実施するものであること。
- 四 企業等が実施方針に沿ったジョブディスクリプション（業務内容、必要とされる知識・能力等）を提示したうえで、受け入れを行うものであること。
- 五 インターンシップ終了後、企業等が学生に対し面談評価を行い、評価書・評価証明書を発行するものであること。

(認定手続き)

第3 推進協議会は、会員の有無に関わらず、連携認定を受けようとする大学・企業等から申請があった場合において、要件に該当すると認められるものを、ジョブ型研究インターンシップとして連携認定を行うものとする。

- 2 推進協議会は、連携認定をしたときは、推進協議会のウェブサイト等で連携認定を受けたインターンシップを実施する大学・企業等（以下、「連携認定大学等」という。）の名称を公表することができるものとする。
- 3 連携認定大学等は、当該インターンシップを実施する際には、連携認定を受けた旨を明示するとともに、ジョブ型研究インターンシップのロゴマークを使用することができるものとする。

(実施状況の報告)

第4 連携認定大学等は、毎年3月末日までに、連携認定を受けたインターンシップの参加学生数を推進協議会に報告するものとする。

2 推進協議会は、連携認定大学等に対し、当該インターンシップの実施状況について任意の報告を求めることができるものとする。

(変更等の届出)

第5 連携認定大学等は、当該インターンシップの変更に伴い要件に該当しなくなったと認めるとき又は廃止をしようとするときは、遅滞なく、その旨を推進協議会に届け出るものとする。

(認定の取消)

第6 推進協議会は、前条の届出があった場合に、連携認定を取り消すことができるものとする。

(認定の事務)

第7 連携認定の事務は、事務局において行う。